相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍奈良県奈良市西木辻町三〇番地一、最後の住所奈良県奈良市西木辻町三〇番地の一
被相続人　亡　稲田　康次

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十一日

奈良市西大寺栄町三番三三号　サンローゼビル四階秋篠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　卓司

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍香川県三豊市詫間町松崎一七二三番地三一、最後の住所香川県三豊市詫間町松崎一七二三番地三一
被相続人　亡　田尾　惠美子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十一日

香川県高松市錦町一丁目一一番八号　ビル二階　浅野相続財産管理人　頼　正雄

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字夏吉二六八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　**花**田　龍**助**

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十一日

福岡県田川市中央町四番五号　あかつき法務司法書士事務所
相続財産管理人　中山　雄輔

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市飯田町四四七番地二、最後の住所佐賀県鳥栖市古野町六四七番地七
被相続人　亡　髙尾　英臣

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十一日

佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目二五一三吉竹ビル二〇一
相続財産管理人　久保山　且也

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍熊本県玉名市玉名二〇四四番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　荒木　信江

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十一日

熊本県玉名郡和水町江田四三七六番地
相続財産管理人　盛多　真生

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、平成二十三年一月二十一日
二、墳墓等所在地　栃木県栃木市田村町九一二番地
二、墳墓等の名称　観明寺墓地
二、死亡者の本籍及び氏名　東京都中野区本町二丁目四四〇番地　鈴木清
一、改葬を行おうとする者　栃木県栃木市田村町九一二番地　宗教法人観明寺

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年１月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①トラベルサポートちば　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―742号　④トラベルサポートちば　千葉県館山市長須賀377番地の８　沼野丈幸　⑤本社営業所　千葉県館山市北条1708アークス内　⑥平成17年11月29日　⑧平成22年12月18日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県館山市長須賀377番地の８　トラベルサポートちば　沼野丈幸

Ｂ　①株式会社ティ・エッチ・アイ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3496号　④株式会社ティ・エッチ・アイ　東京都江東区東陽五丁目31番22号　代表取締役　田中祥治　⑤本社営業所　東京都江東区東陽５丁目31番22号大興ビル４Ｆ　⑥平成８年３月６日　⑧平成22年12月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区東陽五丁目31番22号　株式会社ティ・エッチ・アイ　代表取締役　田中祥治

Ｂ　①トラベルヒーロー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3627号　④トラベルヒーロー株式会社　東京都中央区入船三丁目６番10号　代表取締役　新井秀子　⑤本社営業所　東京都中央区入船３―６―10新井ビル201　⑥平成８年３月27日　⑧平成22年12月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区入船三丁目６番10号　トラベルヒーロー株式会社　代表取締役　新井秀子

Ｂ　①遊トラベル株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1917号　④遊トラベル株式会社　大阪市淀川区西中島１丁目11番４号新大阪サンアールビル南館311　代表取締役　上野昭夫　⑤本社　大阪市淀川区西中島３丁目10番13号　⑥平成10年３月19日　⑧平成22年９月24日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区瓦町３丁目５番７号野村不動産御堂筋ビル８階　米田総合法律事務所　遊トラベル株式会社　破産管財人　柏木千鶴

Ｂ　①ジェイ・トップ株式会社（旅行事業部）　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2077号　④ジェイ・トップ株式会社　大阪府泉佐野市本町11番15号　代表取締役　明松孝充　⑤本社　大阪府泉佐野市本町11番15号　⑥平成12年８月21日　⑧平成17年７月29日　⑩250万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府岸和田市宮本町８番４号　ジェイ・トップ株式会社　代表清算人　田渕竹広